

2018 司法書士オープン【総合編⑦】 記述式(商業登記)

採点講評

第1欄 平成30年4月3日申請分

1 全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする株式の発行

(1) 登記の事由

正確に書けていない答案が散見されました。本問の事案について、たとえば「取得条項付株式の取得と…」と記載することは妥当ではありません。「全部取得条項付種類株式」、「取得条項付株式」及び「取得請求権付株式」は、全て会社法に規定のある法令用語であって、それぞれ異なる種類の株式ですから、正確に書き分けてください。また、「全部取得条項付種類株式の取得」の部分で記載が止まっている解答がありましたが、変更（増加）が生じている登記事項は、取得され、自己株式となった全部取得条項付種類株式の数（不変）ではなく、取得の対価として発行された種類の株式の数（増加）なのですから、むしろ「と引換えにする株式の発行」の部分が大事です。

(2) 登記すべき事項

取得の対価である普通株式が1万株増加したと判断された方が多かったようです。たしかに発行済みの優先株式（全部取得条項付種類株式）の数は1万株であり、対価の割当ては、優先株式1株につき普通株式1株とされていました。しかし、今回実際に「取得」されたのは、既に自己株式となっていた5000株を除く優先株式5000株だったことを考慮し、対価として発行された普通株式も5000株に留まると判断しなければなりませんでした。

2 取締役及び代表取締役の変更

選任決議において取締役（A、B及びC）の任期が短縮されていたため、事業年度の末日（平成30年3月31日）に、監査等委員でない取締役全員の任期が満了するという事案でした。このような場合における任期満了の時点について注意すべきことは、法定の任期が定時株主総会の終結の時（日の途中）に満了するのと異なり、日の終わり（午後12時、24時）がその時になるということです。再任されなかった取締役Cについては、日の途中で任期満了する場合と同様、「平成30年3月31日退任」と書くのに対し、あらかじめ再任決議がされた取締役A、Bについては「平成30年4月1日重任」と記載します。取締役A及びBについて「平成30年3月31日退任」及び「平成30年4月1日就任」と2か所に記載している答案が多数見受けられたので注意してください。3月31日24時に退任した者が翌4月1日0時に、全く時間的な隔たりなく就任するこ

とをイメージすれば、この場合も「重任」になることが腑に落ちると思います。

他方、代表取締役Bについては、平成30年3月31日24時に資格喪失退任した後、平成30年4月1日になってから取締役会の選定決議が行われているので、全く時間的な隔たりがないとはいえません。しかし、このような場合であっても、取締役としての重任の日と代表取締役としての就任の日が同じ4月1日なので、登記原因は、「重任」で差し支えないとされています（登研 832P.175, 質疑応答【7986】）。それに、考えてみれば、時間的な隔たりが皆無とはいえない点は、定時株主総会の終結時に取締役として任期満了退任（及び就任→重任）し、同時に代表取締役としては資格喪失退任した者を、総会に引き続き開催された取締役会で再度代表取締役に選定した場合も同じことといえるでしょう。

3 会計監査人の変更

法人である会計監査人が合併により消滅した事案でした。多くの答案において、法人の名称に変更があった場合にするような一つの登記しか解答されていませんでしたが、「合併」による退任の登記と「就任」の登記の二つを解答することがポイントです。この機会に押さえておいてください。

4 支店の設置（取締役への委任の可否）

取締役会の委任に基づき支店の設置に関する事項を取締役が決定した事案でした。本問の申請会社は監査等委員会設置会社であって、かつ、重要な業務執行の取締役への委任についての定款の定めがないものでしたから、この委任の適否は、取締役の過半数が社外取締役であるという要件を満たしているかどうかにかかっていました。この点は必ずチェックする必要があります。本問では、このチェックを怠ると、2件目の申請に係る支配人の選任が登記できない事項であることを見破れませんでした。

5 本人確認証明書の通数

本人確認証明書の通数は1通で足りるところ、2通や4通とする解答が目立ちました。たしかに就任（重任含む。）した取締役は4名でした。しかし、うち2名分は再任なので不要、さらに新任の2名中1名は代表取締役に就任し、就任承諾書に係る印鑑証明書が添付されるのでその分は不要、というわけで、本人確認証明書は1通に減ることになります。

第2欄 平成30年6月11日申請分

1 株主名簿管理人の交替的変更

株主名簿管理人については、会社法上の役員ではなく、登記記録上も株式・資本区に記録されることを意識してください。今回問題になったのは交替的な変更でしたが、役員についてする登記のように原因を「退任」「就任」と書いてしまっている答案が目立ち

ました。

2 会計参与の変更

定時株主総会の終結時における会計参与の平成 30 年 5 月 25 日任期満了退任を見落とした結果、その後臨時株主総会の決議によって会計参与設置会社の定めが廃止された同年 6 月 5 日付けとしてしまっている答案が目立ちました。監査等委員会設置会社の会計参与の任期は、監査等委員である取締役の任期（選任後 2 年以内…）ではなく、それ以外の取締役の任期（選任後 1 年以内…）と揃えられていることに注意してください。

3 本人確認証明書の通数

ここでも、本人確認証明書の通数は 1 通で足りるところ、2 通添付している答案が目立ちました。おそらく監査等委員でない取締役を退任し、監査等委員である取締役に就任する者についても本人確認証明書を添付されたことによるミスでしょう。このような場合も「再任」に該当し、不要と解されることを押さえておきましょう。

第 3 欄 登記することができない事項

取締役会による取締役への委任の可否につき 1 件目の支店設置は積極、2 件目の支配人選任は消極と結論が分かれる事案でした。取締役の変更によって 2 件目では、取締役の過半数が社外取締役であることという要件を満たさなくなっていたからです。にもかかわらず、双方とも登記できない事項として第 3 欄で解答してしまっている答案が多数ありました。

単元株式数の変更（種類株式である優先株式につき 100 株とする設定）を登記できない事項として、発行済優先株式の数 1 万株の 200 分の 1 である 50 株を超えることを理由とする答案が散見されました。しかし、この要件は、種類株式発行会社においても、発行済株式の総数を基準として判断すべきです。20 万株以上が発行済みの申請会社において、単元株式数の上限 1000 株までは設定することが可能でした。